一般社団法人大仙市観光物産協会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人大仙市観光物産協会と称する。

（主たる事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を秋田県大仙市に置く。
２　当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

（目的）
第３条　当法人は、大仙市の観光事業及び物産事業の振興を図り、地域経済並びに文化の発展に努めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
（１）観光宣伝及び観光客の誘致活動
（２）観光資源の調査研究及び情報提供
（３）観光施設の受託及び管理・運営に関する活動
（４）特産品等の開発及び販売促進活動
（５）旅行業法に基づく旅行業の取り扱いに関する事業
（６）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
（７）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）
第４条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　会員

（種別）
第５条　当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　　当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（２）賛助会員　当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）
第６条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承諾を受けなければならない。その承諾があったときに正会員又は賛助会員となる。

（会費）
第７条　正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第１９条第２項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）会費の納入が継続して２年以上なされなかったとき。
（２）総正会員が同意したとき。
（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第１１条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種類）
第１２条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種類とする。

（構成）
第１３条　社員総会は、正会員をもって構成する。
２　前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
３　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）
第１４条　社員総会は、次の事項を決議する。
（１）会費の額
（２）会員の除名
（３）役員の選任及び解任
（４）貸借対照表及び損益計算書の承認
（５）事業計画及び収支予算の承認
（６）定款の変更
（７）解散及び残余財産の帰属
（８）理事会において社員総会に付議した事項
（９）前各号に定めるもののほか、一般社団法人に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）
第１５条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１６条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）
第１７条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（定足数）
第１８条　社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第１９条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）理事及び監事の解任

（３）定款の変更
（４）解散及び残余財産の帰属
（５）その他法令で定めた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）
第２０条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、該当正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（決議及び報告の省略）
第２１条　理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
２　理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第２２条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長は議事録署名人を出席理事のうちから２名指名する。
３　議長及び前項の理事２名は、第１項の議事録に署名捺印する。

（その他総会の運営）
第２３条　総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第４章　役員等

（役員の設置等）
第２４条　当法人に、次の役員を置く。
理事　９名以上２６名以内
監事　３名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とする。
３　代表理事を会長とし、理事のうち、２名以内を副会長、１名を常務理事とすることができる。

（選任等）
第２５条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって選定する。
３　監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務権限）
第２６条　会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　常務理事は、当法人の業務を執行する。

（監事の職務権限）
第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事及び監事は、第２４条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）
第２９条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第３０条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の権利（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

（責任の一部免除又は制限）
第３１条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める

最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（顧問及び参与）

第３２条　当法人に、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与の委嘱及び解任は、理事会において決議する。

３　顧問及び参与は、無報酬とする。

第５章　理事会

（構成）

第３３条　当法人に、理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３４条　理事会は、次に掲げる職務を行う。

（１）当法人の業務執行の決定

（２）理事の職務執行の監督

（３）会長、副会長、常務理事の選定及び解職

（４）その他、法令またはこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第３５条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎年４回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の要請があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

（４）監事が一般法人法第１０１条第２項により必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３６条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　会長は、前条第３項第２号又は第４号に該当する場合は、その請求があった日から

５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）
第３７条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（定足数）
第３８条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第３９条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き理事会に出席した理事の過半数をもって行う。

（決議の省略）
第４０条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（報告の省略）
第４１条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）
第４２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長及び出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

（その他理事会の運営）
第４３条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第６章　資産及び会計

（資金の調達）
第４４条　当法人の事業運営に要する資金は、会費、補助金、受託金、事業収入及びその他の収入によって調達するものとする。

（事業年度）
第４５条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４６条　当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ執行することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第４７条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号及び第３号の書類については、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事の名簿

（剰余金の配分）

第４８条　当法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第７章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４９条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）

第５０条　当法人は一般法人法第１４８条第１号、第２号及び第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）
第５１条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に揚げる法人又は若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　部会

（部会）
第５２条　当法人の事業を推進するため、次の部会を置く。
（１）情報センター部
（２）観光部会
（３）物産部会
（４）その他会長が必要と認める部会
２　部会員は、会員の中から、会長が理事会の承認を得て選任する。
３　部会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（設置等）
第５３条　当法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、必要な職員を置く。
３　事務局長には、常務理事の職にある者を当てる。
４　事務局の職員は、会長が任免する。
５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第１０章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第５４条　当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

（個人情報の保護）
第５５条　当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

第１１章　附則

（委任）

第５６条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（特別の利益の禁止）

第５７条　当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別な利益を与えることができない。

（最初の事業年度）

第５８条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２８年３月３１日までとする。

（設立時の社員等）

第５９条　当法人の設立時の社員等の所在地及び氏名は、次のとおりである。

設立時社員　１　住所　秋田県大仙市内小友字宮林６番地
　　氏名　小　松　忠　信
　２　住所　秋田県秋田市保戸野中町６番７号
　　氏名　小山田　　明
　３　住所　秋田県大仙市長野字二日町６８番地２
　　氏名　鈴　木　直　樹

（設立時の役員等）

第６０条　当法人の設立時の役員等は、次のとおりである。

設立時理事　小松　忠信、小山田　明、鈴木　直樹、黒澤　　輝
齋藤　浩英、山田アイ子、西村　宣之、佐々木康浩
齋藤　直孝、太田　秀悦、佐々木正光、高桑　賢二
三浦　圭光、鈴木眞太郎、鈴木　辰美、渡邊　恭悦
菅原弥恵子、今野　盛孝、佐渡　敏夫、大井　　章
髙橋　清悦、伊藤　洋平、藤本　欣平、高橋清一郎
髙橋　博明、石川　徹夫

設立時代表理事　小松　忠信

設立時監事　根本　　昇、新山　芳美、福原　堅悦

（法令の準拠）

第６１条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大仙市観光物産協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成２７年7月１３日

設立時社員　　小　松　忠　信

設立時社員　　小山田　　明

設立時社員　　鈴　木　直　樹